

第1章

調査の概要

1 調査の目的

児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の名称

「令和元年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」

3 調査校数

	対象校数[A](校)	実施校数[B](校)	実施率[B/A](%)
小学校	1,278	1,278	100.0
中学校	617	617	100.0
中等教育学校	6	6	100.0
高等学校(全日制)	173	173	100.0
高等学校(定時制・通信制)	55	55	100.0
特別支援学校	62	42	67.7

※ 区立義務教育学校については、小学校、中学校それぞれに入れている。

4 調査の対象

校種	学年	男子(人)	女子(人)	計(人)	校種	学年	男子(人)	女子(人)	計(人)	
小学校	第1学年	50,785	48,003	98,788	高等学校 定時制・通信制	第1学年	1,462	1,268	2,730	
	第2学年	50,274	47,212	97,486		第2学年	1,373	1,173	2,546	
	第3学年	50,743	47,406	98,149		第3学年	1,574	1,182	2,756	
	第4学年	50,410	47,335	97,745		第4学年	864	507	1,371	
	第5学年	49,855	46,951	96,806	特別支援学校	小学部	第1学年	112	49	161
	第6学年	49,444	46,498	95,942			第2学年	120	48	168
中学校	第1学年	38,184	35,444	73,628			第3学年	97	61	158
	第2学年	35,594	33,189	68,783			第4学年	96	59	155
	第3学年	36,780	34,447	71,227			第5学年	107	59	166
中等教育学校	課程前期	第1学年	450	505			955	第6学年	128	59
		第2学年	449	477	926	中学部	第1学年	207	91	298
		第3学年	463	471	934		第2学年	199	100	299
	課程後期	第1学年	443	464	907		第3学年	202	95	297
		第2学年	437	447	884	高等部	第1学年	774	403	1,177
		第3学年	400	462	862		第2学年	831	414	1,245
高等学校	全日制	第1学年	20,680	20,551	41,231		第3学年	793	368	1,161
		第2学年	19,903	19,900	39,803	総合計	484,075	455,987	940,062	
		第3学年	19,842	20,289	40,131					

5 調査の方式

都内公立学校の児童・生徒を対象として全都的な調査を行う。

ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒については、その障害の状態を考慮して、また、高等学校定時制課程及び通信制課程においては、在籍している生徒の年齢や実態等を考慮して、参加の是非を適切に判断する。

6 調査事項

(1) 児童・生徒に対する調査

ア 体力・運動能力に関する調査
新体力テストにより実施する。

	1	2	3	4	5		6	7	8	
	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20m シャトルラン	50m走	立ち幅とび	投げソフトボール	投げハンドボール
小学校段階	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
中学校段階	○	○	○	○	選択		○	○	△	○
高等学校段階	○	○	○	○	選択		○	○	△	○

イ 生活・運動習慣等の実態に関する調査

生活・運動習慣等の実態に関する質問紙調査を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る取組に関する質問紙調査を実施する。

7 調査実施期間

6月を体力テスト実施月間とする。

8 調査結果に関する注意事項と説明

- (1) 調査の集計・分析において、体力・運動能力調査、児童・生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答を精査した。
- (2) 本調査の結果においては、平均値が必ずしも調査結果の全てを表すものではなく、標準偏差などの情報と併せて総合的に結果を分析し、評価することが必要である。
- (3) 生活・運動習慣等調査と学校質問紙の回答結果（百分率）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までで示しているため、百分率の合計が100%にならないことがある（複数回答を除く。）。
- (4) 「複数回答可」の設問の回答結果（百分率）は、該当設問に何らかの回答をした全児童・生徒及び全学校数を母数にして算出している。
- (5) 区市町村別調査結果については、小中学校ともに学校数が3校以上、児童・生徒数が各学年100人以上の両方の条件を満たすことを区市町村の公表基準としている。
- (6) 特別支援学校においても本調査を実施したが、児童・生徒の障害の種類及び程度が個人によって様々であることから、本報告書には学校平均値等を掲載しないこととした。
- (7) グラフでは、小学校第1学年から第6学年までを小1～小6、中学校第1学年から第3学年までを中1～中3、高等学校（全日制）第1学年から第3学年までを全1～全3、高等学校（定時制・通信制）第1学年から第4学年までを定1～定4と表している。

＜肥満傾向児・痩身傾向児の出現率の算出・判定方法＞

「児童生徒等の健康診断マニュアル」から 平成27年8月25日初版発行（財）日本学校保健会
 ・標準体重(kg) = a × 身長(cm) - b
 ・肥満度(%) = [自分の体重(kg) - 標準体重(kg)] ÷ 標準体重(kg) × 100

標準体重を求める係数

年齢(学年)	男子		女子	
	a	b	a	b
6(小1)	0.461	32.382	0.458	32.079
7(小2)	0.513	38.878	0.508	38.367
8(小3)	0.592	48.804	0.561	45.006
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264
15(高1)	0.766	70.989	0.560	37.002
16(高2)	0.656	51.822	0.578	39.057
17(高3)	0.672	53.642	0.598	42.339

判定基準

肥満度	判定
50%以上	高度肥満
30%以上50%未満	中等度肥満
20%以上30%未満	軽度肥満
-20%超～+20%未満	普通
-30%超-20%以下	やせ
-30%以下	高度やせ

